

利用者心得細則

- 1 さまざまな理由により、学校体育施設を利用しないとき及び利用しなかったときは、「キャンセル」扱いとなります。この場合、すみやかに「学校の教頭・管理員・スポーツ推進課」それぞれに電話等でキャンセルの連絡をしてください。事前に電話番号を確認しておいてください。
- 2 学校行事等の都合により、急遽、学校体育施設が利用できなくなることがありますので予めご了承下さい。このとき、スポーツ推進課から団体の代表者等に緊急連絡をしますので、メンバーへ連絡してください。この場合スポーツ推進課でキャンセル処理をしますが、利用日誌の報告には、利用人数に「0」と記入してください。
- 3 災害（地震・台風・降雪）等による場合は、事前の予告無く一定期間施設の利用を制限する場合があります。
- 4 毎月の調整会議には、連絡事項の周知があるため、翌月利用しないからといって欠席しないでください。まったく利用しなかった場合も利用日誌で「0」の報告をしてください。
- 5 万一調整会議に欠席した場合、早急にスポーツ推進課に利用日誌を提出してください。
- 6 体育館の照明については、節電に努めることと、スイッチを切る場合、必ず「切」の位置になっているか確認してください。ナトリウム灯などは、蛍光灯と違って、スイッチを切ったからもしばらく電気がついたままとなります。この時までスイッチを切っていないと勘違いし、さらにスイッチを入れることがあり、朝まで体育館の電気がついていた例があります。
- 7 利用許可時間を厳守し、すみやかに学校から退出してください。門前や駐車場等に、遅くまでいて、近所から苦情がないようにしてください。
- 8 特に早朝や夜間の利用の際は、周辺住民への騒音について十分配慮して下さい。
- 9 利用が終わったら、鍵をすみやかに管理員に返却してください。子供を使って返却させることはしないでください。止むを得ず、日程表で定められた時間外に鍵を使用する場合は管理人に連絡して下さい。
- 10 調整会議で決まった日程は、追加や変更はできません。キャンセルのみとなります。
- 11 運動場等の利用の際、道具等を移動した場合、定位置に必ず戻してください。
- 12 この心得のほか、調整会議で連絡等したことが代表者には伝わってもメンバーに周知されていないことがあるので、必ず利用者全体に周知してください。